

大規模小売店舗届出書

令和8年6月29日

千葉県知事 様

（設置者）

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

小山 久子

千葉県松戸市二ツ木 139 番地

小山 恵美子

千葉県松戸市二ツ木 139 番地

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 （仮称）オーケー^{まつどふたつぎでん}松戸二ツ木店

所在地 千葉県松戸市二ツ木字東 136 番 1 ほか

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	代表者	住 所
オーケー株式会社	代表取締役 二宮 涼太郎	神奈川県横浜市西区みなとみらい六丁目 3 番 6 号

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和9年3月1日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,867 m²

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位 置	収容台数
別添図面No.5-2 平面図 (2 階・PH 階) : 駐車場①	70 台
別添図面No.5-2 平面図 (2 階・PH 階) : 駐車場②	60 台
合 計	130 台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位 置	収容台数
別添図面No.4 配置図 : 駐輪場①	35 台
別添図面No.4 配置図 : 駐輪場②	60 台
別添図面No.4 配置図 : 駐輪場③	35 台
合 計	130 台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位 置	面 積
別添図面No.4 配置図 : 荷さばき施設①	87.8 m ²
合 計	88 m ²

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位 置	容 量
別添図面No.4 配置図 : 廃棄物保管施設①	15.00 m ³
別添図面No.4 配置図 : 廃棄物保管施設②	10.29 m ³
合 計	25 m ³

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻	特記事項
オーケー株式会社	午前 8 時	午後 9 時 50 分	

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場No.	利用可能な時間帯	特記事項
駐車場①②	午前 7 時 30 分～午後 10 時	—

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場No.	出入口の数	位 置
駐車場①	1 ヶ所	別添図面No.4 配置図に記載のとおり
駐車場② (駐車場①と共用)		
合 計	1 ヶ所	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設No.	荷さばき可能な時間帯	特記事項
荷さばき施設①	午前 6 時～午後 10 時	

別紙（小売業者一覧表）

番号		氏名（名称）	法人の場合代表者の役職名及び氏名	住所（所在地）	主として販売する物品の種類	店舗面積（㎡）	開店時刻	閉店時刻	特記事項
店No.	業者No.								
1	1	オーケー株式会社	代表取締役 二宮 涼太郎	神奈川県横浜市西区みなとみらい六丁目 3 番 6 号	食料品 日用品	1,867	午前 8 時	午後 9 時 50 分	—
	小売業者 数合計	1 者			面積合計	1,867			

添付書類

1 法人にあってはその登記事項証明書

設置者個人につき、添付なし。

2 主として販売する物品の種類

別紙（小売業者一覧表）のとおり

3 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面

＊建物配置図 図面No.4 配置図

＊各階平面図 図面No.5-1 平面図兼求積図 図面No.5-2 平面図（2階、PH階）

4 建物計画の概要

（1）敷地の概要

①敷地の面積 店舗敷地 5,988.68 m²

②法令に基づく用途等

都市計画区域	市街化区域
用途地域	第一種住居地域、準住居地域

（2）立地環境

①計画地周辺の概要

計画地は JR 武蔵野線の新松戸駅より東側約 1000m に位置し、東側は国道に接しており、周辺には戸建住宅などが立地しています。

②隣接地の用途地域及び用途の現況

方角	用途地域	用途現況
北側	第一種住居地域	隣接して戸建住宅
東側	第一種住居地域 準住居地域	隣接して戸建住宅 県道を挟んで戸建住宅、駐車場
南側	準住居地域	国道を挟んで事務所、事業所
西側	第一種住居地域 準住居地域	隣接して戸建住宅、事業所

（3）店舗建物の構造及び面積等

①建物の構造

鉄骨造 地上 2 階建

②建物面積の内訳

ア 建築面積 3,319.97 m²

イ 延床面積 5,989.49 m² (1階：3,003.78 m²、2階：2,852.66 m²、PH階：133.05 m²)

ウ 各階ごとの店舗等の面積及び延床面積等

区分	店舗面積	利用者層が異なる 併設施設 a		利用者層が 同一の併設 施設 b	その他 (共用施設等)	延床面積
		オフィス	マンション			
PH階	0 m ²	0 m ²	0 m ²	0 m ²	133 m ²	133 m ²
2階	0 m ²	0 m ²	0 m ²	0 m ²	2,853 m ²	2,853 m ²
1階	1,867 m ²	0 m ²	0 m ²	0 m ²	1,137 m ²	3,004 m ²
合計	1,867 m ²	0 m ²	0 m ²	0 m ²	4,123 m ²	5,990 m ²

③利用者層が同一の併設施設（併設施設 b）の内訳

該当なし

5 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠

(1) 指針による必要駐車台数の算出

事 項 等		各項目算出のための計算式等
行政人口	501,198 人	令和7年5月1日現在 松戸市ホームページより（住民基本台帳）
地区の区分	その他地区	用途地域：第一種住居地域
S：店舗面積	1.867 千m ²	
A：店舗面積当たり 日來客数原単位	1,325 人／千m ²	人口40万人以上：1,400-40S
B：ピーク率	14.4%	
L：駅からの距離	1,044m	駅名：新松戸駅（JR常磐線）
C：自動車分担率	65%	その他地区 人口40万人以上100万人未満：65
D：平均乗車人員	2.0 人／台	10,000 m ² 未満：S < 10,000 m ²
E：平均駐車時間係数	0.671	10,000 m ² 未満：(30+5.5S) ÷ 60
小売店舗の必要台数	78 台	A × S × B × C ÷ D × E
届出台数	130 台	

(2) 市町村条例に基づく附置義務

①附置義務の有無 有

②条例等名称：松戸市建築物における駐車施設の附置等に関する条例

$$(1,867 \div 200 + 4,123 \div 450) \times \{1 - (1,000 \text{ m}^2 \times (6,000 \text{ m}^2 - 5,990 \text{ m}^2)) \div (6,000 \text{ m}^2 \times (1,867 \text{ m}^2 + 4,123 \text{ m}^2 \times 0.5) - 1,000 \text{ m}^2 \times 5,990)\} = 18.486 \div 18 \text{ (台)}$$

(3) 特別な事情による必要駐車台数の算出

該当なし

(4) 併設施設利用者のための駐車場の必要台数について

該当なし

(5) 届出駐車場の構造、収容台数、面積、敷地の状況及び駐車可能時間帯

駐車場		駐車場種類	駐車場①（2 階自走式）	駐車場②（PH 階自走式）
来客が駐車 する可能性 のある 駐車区画	駐車 区画 の数	普通車用	79 台	85 台
		軽自動車用	2 台	2 台
		身障者用	4 台	—
		高齢者用	—	—
		総収容台数 （内訳）	85 台 （内訳：届出台数 70 台、 従業員用 15 台）	87 台 （内訳：届出台数 60 台、 従業員用 27 台）
	駐車 区画 の大 きさ	普通車用	2.5m×5.0m=12.5 m ²	
		軽自動車用	2.5m×4.1m=10.25 m ²	
		身障者用	3.5m×5.0m=17.5 m ²	
		高齢者用	—	
	面積（駐車区画の大 きさ×総収容台数）		1,078 m ²	1,083 m ²
利用可能な出入口			合計 1 ヶ所 （出入口①）	
駐車料金の徴収の有無			無	
店舗専用・他の駐車場との共用の別			店舗専用	
敷地内・隔地の別（隔地の契約形態）			敷地内	
来客用利用可能時間帯 （来客以外も含めた利用可能時間 帯）			午前 7 時 30 分～午後 10 時 （－）	

(6) その他の駐車場

事 項	有無の別	当該小売店舗駐車場 と共用・別途の別	収容台数
従業員駐車場	有	共用	42 台
業務用駐車場	無	—	—
合 計			42 台

6 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項

(1) 敷地周辺の道路の状況

上段：道路No. 下段：道路名（通称）		道路No.1 国道 6 号線	道路No.2 県道 280 号線 （白井流山線）
店舗からの方角		南東側	北東側
店舗駐車場の出入口 （有の場合、出入口No.）		有 （出入口①）	無
搬出入車両が使う出入口 （有の場合、出入口No.）		無	有 （搬入車両専用出入口）
幅員	車道	14.6m	7.75m
	車線数	4 車線	2 車線
	歩道	店舗側	1.75m
		反対側	2.0m
	路肩・中央分離帯他	—	—
	合計	18.6m	11.5m
交通規制		—	—
安全施設		—	—
信号交差点の数 （右折帯設置の交差点の数）		1 交差点 （1）	1 交差点 （—）
横断歩道等の有無		有	有
通学路 の有無	店舗側	無	有
	反対側	無	有
バス路線の有無		有	有
バス停の有無		無	無
拡幅予定など		—	—

(2) 駐車場の入庫処理能力

出入口No.	1 時間当たり 入庫処理能力	算出根拠	ピーク 1 時間に予測 される来客の自動車台数
出入口①	450 台	3,600 秒÷8 秒/台	116 台

※算出根拠は、立地法指針の参考に示されている平面式自走駐車場（オペレーターあり）の処理時間 8 秒を使用しています。

(3) 敷地内駐車待ちスペース

出入口No.	駐車待ち スペースの 有無	実際に用意 する駐車待 ちスペース	発券 ブースの 有無	必要駐車待ちスペース		スペース「無」 の場合その理 由・対策
				長さ	算出根拠	
図面No.4 配置図： 出入口①	有	59m	有	-26.44	※	—

※大規模小売店舗立地法の指針に基づきピーク時間帯に想定される来店台数が各入口に入庫すると想定し、下記計算式より必要駐車待ちスペースを算出。

(当該入口の1分当たりの来台数×1.6-当該入口の1分当たりの入庫処理可能台数)×6m
(平均車頭間隔)

※ $(116/60 \times 1.6 - 60/8) \times 6 = -26.44$

(4) 現状の平日、休日（日曜）それぞれの交通量調査の結果

調査年月日	休日：令和7年1月26日（日）7:00～23:00（16時間調査） 平日：令和7年1月27日（月）7:00～23:00（16時間調査）
調査場所	No.1～No.5 交差点 別添交通報告書参照
調査委託先	21世紀商業開発株式会社
調査方法	調査地点において、通過する車両及び自転車・歩行者を方向別・種類別にカウンター等を用いて調査を実施
調査結果	別添交通報告書参照

(5) 開店後の周辺道路の交通量の予測

予測方法	来退店経路のピーク時の方面別車両台数を算出し、現況交通量（ピーク時）に発生交通量（ピーク時）を加えて予測を行いました。
予測の根拠	「改訂 平面交差の計画と設計 基礎編 第3版」参照
予測結果	別添交通報告書参照

7 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法

(1) 来客の自動車を駐車場に案内する経路の設定

経路を示す図面		図面No.6 来退店経路図（広域）、図面No.7 来退店経路図（周辺）
商圈設定の考え方		物販店舗としては、スーパーマーケットであり近隣住民の需要が高いと考えられるため、店舗から半径2km以内を商圈として設定しました。
経路設定の考え方・配慮		周辺の生活道路を避ける経路設定としています。
入 出 庫 の 説 明	出入口①	(来店) 左折入庫 (退店) 左折出庫

(2) 来客の自動車を駐車場に案内する方法及び交通への支障を回避するための方策

項 目		具体的な内容
案内表示の設置（敷地内、周辺）		売場内に案内サイン等を設置し、来店客に経路を周知します。
ちらし等の配布・ホームページへの掲載などによる周知		必要に応じて、新聞折込広告等に案内経路図を掲載します。
交通整理員の配置		①配置場所：出入口①付近 ②人数：1名 ③配置日時等：オープン時など
周辺道路に通学路「有」の場合の安全策	来客車両に係る安全策	オープン時には誘導員を配置し安全確保に努めます。
	荷さばき車両に係る安全策	周辺道路に通学路があることをドライバーに周知徹底します。
右折入出庫「有」の場合の解析結果、具体的安全対策等		—
その他交通への支障を回避するための方策		特になし

8 駐輪場の計画

(1) 駐輪場の収容台数

※届出収容台数：130 台

(2) 指針の参考値による必要駐輪台数の算出

S：店舗面積	1,867 m ²
必要駐輪場台数算出式	$S : 1,867 \text{ m}^2 / 35 \text{ m}^2 = 53.3$
必要駐輪台数	53 台

(3) 市町村条例等に基づく附置義務

- ①附置義務の有無 無
- ②条例等名称：松戸市自転車駐車場附置義務条例
- ③附置義務に基づく必要駐輪台数：対象区域外
- ④附置義務に基づく必要駐輪台数の算出：—

(4) その他の事情による駐輪台数の算出

該当なし

(5) 駐輪場の構造、収容台数及び面積

駐輪場 No.	駐輪場 構造	届出収容台数			面積	駐輪区画の大きさ／1台		料金徴収 の有無
		自転車	原付	合計		自転車	原付	
駐輪場①	平面式	35 台	—	35 台	39.9 m ²	0.6m×1.9m	—	無
駐輪場②	平面式	60 台	—	60 台	68.4 m ²	0.6m×1.9m	—	無
駐輪場③	平面式	35 台	—	35 台	39.9 m ²	0.6m×1.9m	—	無
合計		130 台	—	130 台	148.2 m ²			

(参考) 自動二輪車用駐車場

別途 12 台確保します。

駐輪場No.	駐輪場構造	収容台数	面積	駐輪区画の大きさ／1台	料金徴収の有無
バイク置場	平面式	12 台	30 m ²	1.0m×2.5m	無

(6) 駐輪場の管理体制

整理員等の配置		配置場所：駐輪場付近 配置時間：繁忙時 人 数：1 名
管理体制	営業時間内	繁忙時には従業員が巡回し、違法駐輪が行われないよう注意喚起に努めます。
	営業時間外、深夜等	出入口を施錠し、安全確保に努めます。

(7) 駐輪場案内の表示方法

駐輪場看板の掲示及び路面標示を予定しています。

9 荷さばき施設の計画

(1) 荷さばき施設の面積・構造

荷さばき施設No.	届出面積	想定する車両 (想定する車両の大きさ)	同時作業 可能台数	待機スペース	
				有無 (待機可能台数)	届出面積に 含むか
荷さばき施設①	87.8 m ²	4 t	2 台	無	—
合計	88 m ²		2 台		

(2) 搬出入車両の出入口

荷さばき施設No.	搬出入車両の出入口の数（専用・兼用の別）	出入口No.
荷さばき施設①	専用 1 ヶ所	搬入車両専用出入口

(3) 荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設No.	荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設①	午前 6 時～午後 10 時

(4) 搬出入車両の安全策

荷さばき施設No.	出入口における安全策	敷地内での安全策
荷さばき施設①	○出入口前での一旦停止の周知徹底を指導し、事故防止に努めます。	○繁忙時の搬出入に際しては、従業員による誘導を必要に応じて行い、来客車両との交錯による事故が起きないよう安全確認に努めます。

10 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯

【荷さばき施設①】

時間帯	搬出入車両	廃棄物 車両… b	総合計 a + b	延べ処理時間 (搬出入+廃棄物)
	4 t 以下車			
6 時～7 時	4 台	—	4 台	100 分
7 時～8 時	4 台	—	4 台	100 分
8 時～9 時	2 台	—	2 台	50 分
9 時～10 時	2 台	1 台	3 台	65 分
10 時～11 時	2 台	—	2 台	50 分
11 時～12 時	—	—	—	—
12 時～13 時	1 台	1 台	2 台	40 分
13 時～14 時	2 台	—	2 台	50 分
14 時～15 時	—	—	—	—
15 時～16 時	1 台	—	1 台	25 分
16 時～17 時	—	—	—	—
17 時～18 時	1 台	—	1 台	25 分
18 時～19 時	—	—	—	—
19 時～20 時	—	—	—	—
20 時～21 時	—	—	—	—
21 時～22 時	1 台	—	1 台	25 分
合計	20 台	2 台	22 台	—
1 台当たりの 平均的処理時間	25 分	15 分	—	—

【必要な荷さばき施設の確保の状況】

- ・ 同時作業可能台数：2 台… A
- ・ 1 時間当たり延べ処理可能時間：120 分（60 分×2 台）… B
- ・ ピーク時処理時間：6 時～7 時、7 時～8 時
延べ 100 分… C

B（1 時間当たり延べ処理可能時間）＞ C（ピーク時処理時間）であり、ピーク時でも対応可能な計画としています。

【一日当たり搬出入車両台数】

荷さばき施設No.	搬出入車両… A	廃棄物 車両… B	総合計 A + B
	4 t 以下車		
荷さばき施設①	20 台	2 台	22 台
合計	20 台	2 台	22 台

1 1 遮音壁等を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面

無し

1 2 各関連施設から発生する騒音に対する対策の概要等

(1) 駐車場の施設構造と騒音対策の概要

駐車場 構造	届出台数 (総収容台数)		利用時間帯	施設面の 騒音対策	運用面の 騒音対策
立体 自走式	駐車場①	70 台 (85 台)	午前 7 時 30 分～ 午後 10 時 00 分	駐車場内側溝蓋 のボルト止等、衝 撃音の発生を抑 制します。また、 ハンプ、イメージ ハンプにより速 度低下を促しま す。	駐車マスにスムーズに出入 り出来るようなレイアウト を検討し、アイドリング・ クラクション・空ふかし等 が抑えられるよう案内板等 に掲示します。
	駐車場②	60 台 (87 台)			

(2) 荷さばき施設及び作業に係る騒音対策の概要

項 目	具体的な騒音対策の内容
荷さばき施設 の騒音対策	○荷さばき施設の十分なスペースを確保し、荷さばき時間の短縮に努めます。 ○床の段差を解消し、騒音を極力小さくするよう努めます。
荷さばき作業 の騒音対策	○低騒音型台車を使用し、騒音を極力小さくするよう努めます。 ○重量物の積み降ろしの際の衝撃音やドアの開け閉め等を最小限に抑えるよう 指導し、徹底します。 ○看板を設置し、荷さばき車両のアイドリング禁止の徹底等、作業人員への騒音 防止の徹底を指導します。

(3) 廃棄物収集作業に係る騒音対策の概要

廃棄物回収 場所の構造	回収 時間帯	施設面の 騒音対策	運用面の 騒音対策
屋内	午前 6 時～午後 10 時	床の段差を解消 し、騒音を極力 小さくするよう 努めます。	○深夜・早朝の作業を回避致します。 ○重量物の積み降ろしの際の衝撃音 やドアの開け閉め等、最小限に抑え るよう指導し、徹底します。 ○作業員へ不要な騒音発生を防ぐよ う指導します。 ○騒音対策のため、作業の時間短縮に 努めます。

(4) BGM等の営業宣伝活動の予定

※BGM等の使用の有無 無

13 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間及び位置を示す図面

項 目	設置の有無	設置数	騒音レベル	稼働時間帯	騒音対策	定格出力等
冷却塔	無	—	—	—	—	—
冷凍冷蔵庫用 室外機	有	6	65.0dB 以下	24 時間	低騒音機器の導入	7.5kw 以下
空調機室外機	有	14	69.5dB 以下	7 時～22 時	低騒音機器の導入	7.5kw 以下
送風機	無	—	—	—	—	—
給排気口	有	24	65.0dB 以下	7 時～22 時	低騒音機器の導入	7.5kw 以下
		12	64.0dB 以下	24 時	低騒音機器の導入	7.5kw 以下
キュービクル	有	1	38.5dB	24 時間	低騒音機器の導入	7.5kw 以下

14 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠

予測地点			昼間 (午前 6 時～午後 10 時)		夜間 (午後 10 時～午前 6 時)	
	高さ (m)	用途地域 (地域の類型)	環境基準 (dB)	予測結果 (dB)	環境基準 (dB)	予測結果 (dB)
A	1.2	準住居住域 (B 類型)	55	45	45	33
B	1.2			44		39
C	1.2	第一種住居地域 (B 類型)		50		40
D	1.2			55		39
E	1.2			55		38

※予測結果の根拠資料は、騒音予測資料を参照

【予測結果の評価について】

等価騒音レベルの予測結果は、昼間及び夜間共に全予測地点で環境基準以下となる。

よって、周辺環境に及ぼす影響は少ないと考える。

なお、周辺から御意見があった場合や店舗による騒音の影響が懸念される場合等には、誠意をもって対応する。

15 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音の発生が見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠

(1) 夜間に発生する設備機器等騒音の最大値の予測結果

対象騒音源		予測高さ (m)	店舗敷地境界			評価
			予測値	用途地域	規制基準	
冷凍冷蔵室外機	R1	9.5	36	第一種住居地域	45	○
冷凍冷蔵室外機	R2	9.5	38	第一種住居地域	45	○
冷凍冷蔵室外機	R3	9.5	36	第一種住居地域	45	○
冷凍冷蔵室外機	R4	9.5	39	準住居地域	45	○
冷凍冷蔵室外機	R5	9.5	31	準住居地域	45	○
冷凍冷蔵室外機	R6	9.5	30	準住居地域	45	○
冷凍冷蔵室外機	R7	9.5	32	準住居地域	45	○
冷凍冷蔵室外機	R8	9.5	32	準住居地域	45	○
給排気口	K1-1	3.0	33	第一種住居地域	45	○
給排気口	K1-2	3.0	32	第一種住居地域	45	○
給排気口	K1-3	3.0	32	第一種住居地域	45	○
給排気口	K1-4	3.0	32	第一種住居地域	45	○
給排気口	K4-2	3.0	14	第一種住居地域	45	○
給排気口	K4-3	3.0	35	第一種住居地域	45	○
給排気口	K4-4	3.0	31	第一種住居地域	45	○
給排気口	K4-5	3.0	31	第一種住居地域	45	○
給排気口	K4-6	3.0	14	第一種住居地域	45	○
給排気口	K5-3	3.0	38	第一種住居地域	45	○
給排気口	K5-4	3.0	38	第一種住居地域	45	○
給排気口	K21	9.0	42	準住居地域	45	○
キュービクル	Q	9.5	23	準住居地域	45	○

【予測結果の評価について】

夜間における騒音源ごとの騒音レベルの最大値の予測結果は、全ての騒音源が敷地境界で規制基準値を下回る。以上のことから、今回の計画に伴う周辺地域への影響は軽微であると考ええる。

なお、周辺から御意見があった場合や店舗による騒音の影響が懸念される場合等には、誠意をもって対応する。

(2) 夜間における騒音レベルの最大値の合成値の予測結果

予測地点	騒音レベル (dB)	規制基準値 (dB)	用途地域（区域の区分）
ア	41	45	第一種住居地域
イ	44	45	第一種住居地域
ウ	45	45	準住居地域
エ	44	45	準住居地域

【予測結果の評価について】

夜間騒音レベルの最大値の合成値の予測結果は、全ての騒音源が敷地境界で規制基準値以下となるため周辺生活環境への影響は軽微であると考ええる。

なお、周辺から御意見があった場合や店舗による騒音の影響が懸念される場合等には、誠意をもって対応する。

16 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測結果及びその算出根拠

(1) 廃棄物等の排出量等の予測

廃棄物 種別	店舗面積：S 1,867 m ²		一日当たり廃棄物 排出量：A (指針原単位×S)	平均保管 日数：B	見かけ 比重：C (t/m ³)	排出予測量 A×B÷C
紙製 廃棄物等	6 千m ² 以下	1.867 千m ²	0.388t	1 日	0.10	3.88 m ³
	6 千m ² 超	0 千m ²	0.000t			
			計 0.388t			
金属製 廃棄物等	6 千m ² 以下	1.867 千m ²	0.013t	1 日	0.10	0.13 m ³
	6 千m ² 超	0 千m ²	0.000t			
			計 0.013t			
ガラス製 廃棄物等	6 千m ² 以下	1.867 千m ²	0.011t	1 日	0.10	0.11 m ³
	6 千m ² 超	0 千m ²	0.000t			
			計 0.011t			
プラスチック製 廃棄物等	6 千m ² 以下	1.867 千m ²	0.037t	1 日	0.01	3.73 m ³
	6 千m ² 超	0 千m ²	0.000t			
			計 0.037t			
生ごみ等	6 千m ² 以下	1.867 千m ²	0.316t	1 日	0.55	0.57 m ³
	6 千m ² 超	0 千m ²	0.000t			
			計 0.316t			
その他 可燃物	1.867 千m ²		0.101t	1 日	0.38	0.27 m ³
				合計		9 (8.69) m ³

(注) 四捨五入により、個々の数値の和と合計の欄が合致しない場合があります。

(2) 特別な事情による廃棄物等の予測排出量

該当なし

(3) 小売店舗以外の施設からの廃棄物等の排出状況

該当なし

(4) 廃棄物等の保管場所の計画

ア 廃棄物保管施設の計画

【廃棄物保管施設①】

区 分	保管可能な容量 (A×B)	保管可能な面積 A	保管可能な高さ B	廃棄物保管施設の位置
プラスチック製廃棄物等	5.25 m ³	3.50 m ²	1.5m	図面No.4 配置図
生ごみ等	5.25 m ³	3.50 m ²	1.5m	図面No.4 配置図
その他可燃物	4.50 m ³	3.00 m ²	1.5m	図面No.4 配置図
合 計	15.00 m ³	10.00 m ²	—	
(参考) 廃棄物保管施設全体の面積 (C)		10.00 m ² (C≥A)		

【廃棄物保管施設②】

区 分	保管可能な容量 (A×B)	保管可能な面積 A	保管可能な高さ B	廃棄物保管施設の位置
紙製廃棄物等	5.25 m ³	3.50 m ²	1.5m	図面No.4 配置図
金属製廃棄物等	2.52 m ³	1.68 m ²	1.5m	図面No.4 配置図
ガラス製廃棄物等	2.52 m ³	1.68 m ²	1.5m	図面No.4 配置図
合 計	10.29 m ³	6.86 m ²	—	
(参考) 廃棄物保管施設全体の面積 (C)		6.86 m ² (C≥A)		

イ リサイクル品（再利用対象物）保管施設の計画

紙製廃棄物等・金属製廃棄物等・ガラス製廃棄物等・プラスチック製廃棄物等・生ごみ等のリサイクル品保管施設は廃棄物等保管施設と兼用します。

ウ 廃棄物等保管施設の容量（届出容量＝保管可能な容量の合計）

廃棄物保管施設の総容量 (①+②)	25 (25.29) m ³ ≥ 8.69 m ³ (指針の予測量合計)
-------------------	--

17 廃棄物減量化及びリサイクルについての計画・食品加工場の計画

(1) 廃棄物減量化・リサイクル計画

ア 法令への対応

①食品リサイクル法対応	○食品廃棄物は、食品リサイクル法の基本方針に基づき、発生の抑制・減量・再利用に努めるよう従業員に指導徹底します。 ○処理業者へ委託し、魚のあらや生ゴミは堆肥・飼料等に、廃油は石鹼等に再利用します。
②容器包装リサイクル法対応	○店頭にてトレーを回収し、再資源化に努めます。
③家電リサイクル法対応	○該当なし
④小型家電リサイクル法対応	○該当なし
⑤資源有効利用促進法対応 (パソコン等)	○該当なし

イ その他廃棄物減量化・リサイクルの取組

①商品搬入時における取組	○ダンボール・発泡スチロールの減量のため、パレット、リターナブルコンテナを使用します。
②営業活動における取組	○贈答品等の簡易包装を推進します。 ○エコバックの販売や、お客様へレジ袋削減のための声かけをして、レジ袋の使用量を削減します。 ○バラ売り販売を行い、容器包装の削減を行います。 ○少量パックを採用し販売促進するとともに、売れ残りによる廃棄物の削減を行います。 ○商品の販売時間や数量など、詳細なデータを把握する情報システムを構築し、生鮮食品、加工食品をいち早くお客様に供給するとともに、ロス削減に努めます。 ○朝礼、社内会議において、廃棄物の分別、廃棄物減量化の啓発を行います。
③地域住民等の意識を高めるための活動内容の公表等の取組	○店頭にてトレーを回収しております。
④その他取組	○事務所のコピー用紙を両面使用後、再資源化します。

ウ 廃棄物リサイクル・処理計画

廃棄物の種類	リサイクル割合	処理方法・資源化後の利用方法 (主なもの)	処分業者
紙製廃棄物等	100%	回収し、段ボールや再生紙に再生	未定（許可業者）
金属製廃棄物等	100%	回収し、缶等の金属製品に再生	未定（許可業者）
ガラス製廃棄物等	100%	回収し、ビン等のガラス製品に再生	未定（許可業者）
プラスチック製廃棄物等	90%	回収し、卵パック等のプラスチック製品に再生 回収に適さない物については、焼却処分	未定（許可業者）
生ごみ等	50%	回収し、堆肥、飼料として再利用 回収に適さない物については、焼却処分	未定（許可業者）
その他の可燃物性 廃棄物等	0%	焼却処分	未定（許可業者）

（２）食品加工場等計画

加工の具体的内容	青果加工、鮮魚加工、精肉加工、惣菜加工
悪臭対策	○換気扇及び排気口は周辺住居に影響の少ない場所に設置する等配慮します。また定期的な清掃を行い、性能保持に努め、悪臭が場外に出ることの無いよう努めます。 ○定期的な清掃を行い、性能保持に努めます。
汚水対策	○汚水処理はグリーストラップにより行います。定期的な清掃を行い、性能保持に努め、悪臭、汚水が場外に出ることの無いよう努めます。 ○排水溝にネットを設置し、ゴミの除去を行います。

18 防災・防犯対策への協力

（１）防災対策

防災協定等締結（予定）の有無	無
締結（予定）協定の内容	—
協定以外の防災対策への協力	災害時に物資提供等の要請が行政からあれば、検討します。

（２）小売店舗に係る防犯対策

○駐車場等に照明を設置します。 ○従業員が定期的に巡回することで事件・事故等が発生しないように努めます。 ○駐車場・駐輪場及び建物内は、閉店後チェーンバリカーにより施錠・管理し、警備会社による機械警備を行います。 ○店内各所に防犯カメラを設置します。

（３）併設施設における防犯対策・非行防止策

該当なし

19 街並みづくり等への配慮に関する事項

(1) 街並みづくり等への配慮事項

【計画等名】 千葉県屋外広告物条例、松戸市安全で快適なまちづくり条例
【上記計画に沿って、当該店舗において配慮する事項】 ○落ち着いたイメージとして周辺との調和を図ります。 ○屋外広告物の設置に際しては、屋外広告物条例を遵守します。

(2) 敷地内の緑化計画

敷地面積	緑化面積	必要緑化面積算出根拠
5,988.68 m ²	622.88 m ² (10.40%)	①必要緑化面積：598.87 m ² ②根拠法令：松戸市における宅地開発事業等に関する条例 ③計算式：5,988.68×0.1=598.87 m ²
<緑化の内容> 敷地内に緑地（高木・低木・中木、地被類）を配置します。 低木：オオムラサキツツジ2,016本（予定）、中木：モッコク81本（予定）、 高木：ソヨゴ6本（予定）、地被類：コウライシバ（予定）		

(3) 屋外照明・広告塔照明等の計画と光害対策

	屋外照明	広告塔照明
照明灯の配置	未定	未定
照明灯の方向	敷地内方向 (下部開放型照明器具)	下向で広告面を照らす方向
照明の強さ	400W	400W
点灯時間	日没から駐車場利用可能時間終了まで	日没から閉店まで
光害対策	○敷地外への光を遮るようにします。 ○広告面のみを照射するように設置します。	

(4) その他、景観への配慮

特記すべき事項
○敷地外周部には緑地を配置する等、周辺との調和を図ります。 ○周辺の建物と調和の取れる色彩（主に白等）を使用し、奇抜な色を避け、景観に溶け込む色彩を用います。 ○建物の外観劣化を防ぐために、維持管理や保守を随時行います。

2 0 歩行者の通行の利便性の確保

歩行者の通行の利便性の確保	○歩行者用通路を駐車場場内に設置します。 ○混雑が予想される場合は、適宜交通整理員を配置して交通安全に努めます。
夜間照明等の設置	有

2 1 その他、設置者及び小売業者が指針で求めている配慮事項以外に地域社会へ協力できる事項等

○従業員の地元雇用の促進に努めます。

2.2 届出事項一覧表

届出事項			
店舗面積		1,867 m ²	
駐車場の位置及び収容台数	位 置	図面No.5-2 平面図（2 階、PH 階）	
	収容台数	駐車場①	70 台
		駐輪場②	60 台
		合計	130 台
駐輪場の位置及び収容台数	位 置	図面No.4 配置図	
	収容台数	駐輪場①	35 台
		駐輪場②	60 台
		駐輪場③	35 台
		合計	130 台
荷さばき施設の位置及び面積	位 置	図面No.4 配置図	
	面 積	荷さばき施設①	88 (87.8) m ²
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位 置	図面No.4 配置図	
	容 量	廃棄物保管施設①	15.00 m ³
		廃棄物保管施設②	10.29 m ³
		合計	25 (25.3) m ³
開店時刻及び閉店時刻	開店時刻	午前 8 時	
	閉店時刻	午後 9 時 50 分	
来客が駐車場を利用することができる時間帯		午前 7 時 30 分～午後 10 時	
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	数	1 ヶ所	
	位 置	図面No.4 配置図	
荷さばきを行うことができる時間帯		荷さばき施設①	午前 6 時～午後 10 時